

作東寮養護老人ホーム
(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)
(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護)
重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。

当施設は、ご利用者に対し、作東寮養護老人ホームが指定を受けて行う外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービス及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことなどについてご説明します。

1. 事業者

- (1) 名称 社会福祉法人 幸輝会
- (2) 所在地 〒703-8203 岡山県岡山市中区国府市場985-1番地
- (3) 電話 086-275-0220
- (4) FAX 086-275-0277
- (5) 代表者 理事長 國富 隆夫
- (6) 設立年月 平成29年10月1日

2. 施設の概要

- (1) 事業の種類 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護
- (2) 名称 作東寮養護老人ホーム
- (3) 所在地 〒709-4236 岡山県美作市川北1089番地
J R 利 用 : 姫新線「江見」駅下車
美作共同バス 江見駅前 徒歩約5分
自家用車利用 : 中国自動車道「作東インター」から約10分
- (4) 電話 0868-75-0041 (代)
- (5) FAX 0868-75-2435
- (6) 管理者 芦田 誠 (特別養護老人施設施設長を兼務)
- (7) 設立年月日 昭和26年6月1日
- (8) 定 員 60名
- (9) 居室等の概要

1人部屋	12室	14.8㎡
2人部屋	24室	21.3㎡
食 堂	1 室	173.67㎡
浴 室	2 室	150.03㎡ 臥床式特殊浴槽 リフト浴 スロープ型浴槽

(10) 周辺環境

施設は、岡山県の最東部に位置し、周囲を200～300メートルの山に囲まれた江見盆地の一角にあり、国道179号線から約150メートル北寄りの小高い丘にあり、展望は極めてよく騒音もなく、しかも駅、バス停留所、商店は400メートル以内であり、毎日の生活に不便なく、しかも交通事故の心配が比較的少ない場所にあり誠に快適な環境であります。

(11) 施設の目的

施設は、介護保険法令に従い特定施設サービス計画の作成、入居者の安否の確認、生活相談等（以下「基本サービス」という）、並びに施設が委託する居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という）が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的としています。

(12) 施設の運営方針

①施設は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要介護状態になった場合でも、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。

②施設は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

3. 利用対象者

施設利用対象者は、養護老人施設作東寮入居者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果、要支援・要介護と認定された方が対象となり、施設と介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります。

（ご利用者が個々の受託居宅サービス事業者と利用契約をしていただく必要はありません。）

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

(2) ケアプランの作成及びその変更は、次頁のとおり行います。

① 施設の計画作成担当者に、ケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は、ケアプランの原案について入居者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で決定し書面により交付します。

③ ケアプランは、必要に応じ変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、入居者及びその家族等と協議した上でケアプランを変更します。

④ ケアプランが変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5. 職員の配置状況

施設では、外部サービス利用型特定施設の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	現在の在籍人員
1. 管理者	1名（兼務）
2. 生活相談員	1名
3. 計画作成担当者	1名
4. 介護職員	5名以上

<配置職員の職務内容>

管 理 者：施設や職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、施設の職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

生 活 相 談 員：ご利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。

計画作成担当者：ご利用者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保します。

介 護 職 員：ご利用者の日常生活上の安否確認、援助業務を行います。
夜間帯には居室を訪問し安否を確認いたします。

6. 施設が提供するサービスと利用料金

(1) 施設が提供するサービスについては、作東寮養護老人ホームにおいて提供される日常生活への支援や相談業務のほかに、

①外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が行う生活相談、安否確認、緊急対応並びに計画作成等の基本サービス。

②安否確認については、毎日定時及び随時の居室巡回により行う。

③外部の受託居宅サービス事業者が行う入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話。

等があります。

ご希望により、入居者に連絡するのと同様の通知をご家族等へも行います。

(2) サービス利用料金

1日 84円

<介護保険給付対象のサービス>

別紙の料金表のとおりとします。

<介護保険給付対象外のサービス>

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用。

②理美容

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費。

③紙オシメ代金

必要に応じて利用する事ができます。

利用料金：実費

- ④日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。
- ⑤入居者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は月末に計算し、翌々月の10日にお届けいただいた指定口座から引き落とされます。小口現金でお支払いされる場合は翌月の15日前後に精算します。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに施設にお申し出下さい。
- ②利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、受託居宅サービス事業者の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を入居者に提示して協議します。

(5) 医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

名 称	医療法人美風会 美作中央病院
所在地	美作市明見357-1
診療科	内科・(脳)外科・歯科

7. サービス利用契約の終了について

契約期間満了の30日前までにご利用者から契約終了の申し出がない場合には、同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡された場合。
- ②要介護認定等によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は事業所を廃止した場合。
- ⑤施設の滅失や重大な破損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥ご利用者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合。
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。

(1) ご利用者からの中途解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者の行動が、他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、あるいはご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(3) 契約の一部が解約、又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに係る条項は、その効力を失います。

8. サービス提供における事業者の義務

施設は、入居者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③サービスを行っているときに、ご利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性）には、予め期限を定めて、利用者及び家族に対し説明を行い、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要があり、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する場合、また、ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、予め書面によるご利用者の同意を得て行います。

⑨入居者の男女比率の関係、状態または体調の変化によって別室へ移って頂く可能性があり、ご利用者の同意を得て居室を変わって頂きます。

9. サービスご利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の利用上の注意義務等

①施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。

②ご利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者がご利用者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

③故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、入居者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 施設内禁止行為

①ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

②政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。

③決められた場所以外での喫煙。

④指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

⑤施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

⑥故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

10. 事故発生時の対応について

施設は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。

11. 守秘義務について

サービスを提供する上で知り得た情報は、医療上、緊急の必要性がある場合、もしくは提供サービスの向上のための担当者会議及び適切な介護サービスを行ううえで必要となる情報交換等を除き、正当な理由なく第三者に個人情報漏らすことはありません。また、退職後に漏らす事はありません。

12. 損害賠償について

(1) 施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合に

は、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ①ご利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、ご利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ②ご利用者（その家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ご利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

13. 苦情の受付について

(1) 施設における苦情の受付

施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者（受付時間：月～金 9：00～16：00）祝日は除く。

〔氏名〕 吉元 伸美

〔職名〕 作東寮養護老人ホーム 生活相談員

苦情解決責任者

〔氏名〕 芦田 誠

〔職名〕 作東寮養護老人ホーム 施設長

第三者委員

〔氏名〕 菊池 毅

〔職名〕 社会福祉法人 幸輝会 監事

苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。

また、第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。第三者委員は苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 苦情処理の手順

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、双方にとって意義のある解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④岡山県運営適正化委員会の紹介

苦情解決委員会で解決できない苦情は、岡山県社会福祉協議会に設置された岡山県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

岡山県 国民健康保険団体連合会	所在地：岡山市桑田町17番5号 電話：086-223-8876 FAX：086-223-9109 受付時間：9:00～17:00 月～金曜 祝日は除く。
美作市役所 健康政策課	所在地：岡山県美作市未来1番地 電話：0868-72-7701 FAX：0868-72-8091 受付時間：9:00～17:00 月～金曜 祝日は除く。

1.4.虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待防止のための指針を整備すること。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1.5. 提供するサービスの第三者評価の実施方法

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入所者及び家族の満足度について、常に評価を行う。サービスの質の評価は、第三者評価など外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を実施することとする。

- ① サービスの質の評価として、毎年度美作市へ「指定管理業務の実施状況点検シート」にて自己点検を実施して提出する。点検内容について、美作市より評価をして頂く。
また、家族の満足度についてのアンケートを定期的
に実施する。
- ② 開示方法として、施設内で自由閲覧ファイルに掲載する。
但し、第三者評価機関による評価は未実施である。

平成31年1月1日改定（安否確認追記）

令和2年4月1日改定（管理者等変更）

令和3年4月1日改定（虐待の防止のための措置に関する事項）

令和4年4月1日改定（生活相談員、苦情受付者変更及び提供するサービスの第三者評価の実施方法）

令和5年3月1日改定（守秘義務について）を追加

令和7年5月7日改定（行政機関その他苦情受付機関、美作市役所住所変更）

特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 岡山県美作市川北1089番地

名 称 作東寮養護老人ホーム

管理者 芦田 誠

電話番号 0868-75-0041

説明者 職 名 生活相談員

氏 名 吉元 伸美 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けました。

契約者（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

契約者は署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わってその署名を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(契約者との関係)

*署名代行者と同じ場合は、身元引受人のみ記入してください。

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(契約者との関係)

別紙料金表

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費	84円/1日
外部サービス利用型特定施設入居者生活予防介護基本サービス費	57円/1日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日
障害者等支援加算（対象者のみ）	
処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	全単位数の12.8%

事業者の名称：社会福祉法人 幸輝会 訪問介護ステーション いぶき

所要時間15分未満の場合（一緒に居室清掃中心となります）	94円/1回
所要時間15分以上30分未満の場合（主に入浴介助中心となります）	189円/1回
所要時間30分以上45分未満の場合（主に入浴介助中心となります）	256円/1回
予防介護の方（主に居室清掃中心となります）1週間に2回利用	2,066円/1ヶ月
予防介護の方（主に居室清掃中心となります）1週間に3回以上利用	3,277円/1ヶ月

事業者の名称：医療法人 美風会 美作中央病院 訪問看護ステーション みらい

所要時間30分以上1時間未満の場合（予防）	715円/1回
所要時間30分以上1時間未満の場合	741円/1回

事業者の名称：社会福祉法人 幸輝会 ゆうゆうの里デイサービスセンター

所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1	526円/1回	要支援1	1,490円/月額
要介護2	620円/1回	要支援2	3,099円/月額
要介護3	716円/1回		
要介護4	811円/1回		
要介護5	907円/1回		

令和元年10月改定（消費税に伴う単価改定）

令和3年4月1日改定（介護報酬改定に伴う単価改定）

令和4年10月1日改定（介護職員等ベースアップ等支援加算算定開始）

令和6年4月1日改定（介護報酬改定に伴う単価改定）

令和6年6月1日改定（介護職員等処遇改善加算改定）